

【めざす生徒像】

- ・心豊かで思いやりのある生徒
- ・心身を鍛え、たくましい生徒
- ・自ら学び、やる気あふれる生徒

【PTAとの連携】

- ・PTA会長・副会長
- ・学年役員

深刻な↓問題発生時

学校保護者会

【いじめ防止対策委員会】

- ・校長を中心に、教頭、生徒指導主事

↓必要に応じて

- ・学級担任、養護教諭、部活動顧問等

【関係機関】

- ・学校カウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

↓段階に応じて

- ・民生委員、臨床心理士、医師、弁護士、警察、法務局

平戸市教育委員会への報告

【いじめの防止】

- ・定期的な教育相談とアンケート
- ・定期的な情報交換(校内研修)
- ・確実な報・連・相の実施
- ・登下校時の校門指導
- ・道徳教育の充実
- ・わかる授業づくり(学習の規律/個を認める授業づくり)
- ・生徒のメディア機器の使用状況の把握(アンケート等)による実態調査
- ・昼休みの巡回
- ・朝の健康観察とコミュニケーション
- ・顧問がついての部活動の指導
- ・危機意識をもった情報収集
- ・人権意識の向上

【早期発見】

- ・生徒、教職員、地域などからいじめの情報があった場合は、緊急に「いじめ防止対策委員会」を開く。
- ・情報提供者に詳しく話を聞き、事実を確認する。
- ・子どもの小さな変化を見逃さない。(全教職員であたる)
- ・早い段階で保護者と話をする。
- ・観察をしっかり行い、周りの子どもの反応や言動に注意を傾ける。
- ・必ず記録を残す。(話を聞く場合複数で対応)

【いじめに対する措置】

【全体的な対応】 \*生徒のプライバシーの保護を重視する

- ・悪ふざけや遊びと思われる行為であっても、その場の状況を見て、判断する。  
※場合によっては、事情を聞く。(その場での指導、見逃さない指導)
- ・明らかにいじめであるという行為については、保護者との連絡・連携をはかる。
- ・いじめにあった生徒の心のケアと事後の安全を確保する。  
(全職員で注意を払いながら見守る、家庭での様子を保護者へ伺う)
- ・状況に応じて、関係機関・専門機関に相談する。
- ・深刻な状況の場合(重大事態等)は、窓口を一本化する。

【いじめられた生徒への対応】

- ・生徒が信頼できる人が事実の確認を行う。(複数で対応)
- ・事実確認後、また、その状況を家庭に報告する。
- ・心理面を配慮し、必要に応じて心理カウンセラーなどに相談する。
- ・学校では、全教職員で見守り、家庭では保護者の協力を得て一人にしないように配慮する。
- ・状況に応じて、生徒が安心して生活できる環境作りの方策を考慮する。

【いじめた生徒への対応】

- ・心情に訴えながら、事実の確認を行う。
- ・事実を保護者に連絡し、今後の対応について、相談の形で話をする。(本人同席)
- ・保護者と協力して再発の防止に努める。
- ・メディアの使用についての相談を行う。
- ・必要に応じて、心理カウンセラーなどとの面談を実施する。

【観衆・傍観者への対応】

- ・心情に訴え、このような時はどうすればよいかを考えさせる集会等を設ける。
- ・継続的な指導や教職員からの声かけ、情報収集を行う。
- ・心理的ダメージが大きい場合は、個別にカウンセリング等を実施する。